

別表 1（第 4 条関係）

【介護訓練支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
特殊寝台	154,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者又は障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病（以下「難病等」という。）により寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
特殊マット	30,000 円	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する者（18 歳未満の児童にあっては、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者）、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び難病等により寝たきりの状態にある者 ※じょくそう防止マットと重複して給付できないものとする	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
じょくそう防止マット	121,000 円	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する者（18 歳未満の児童にあっては、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者）、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び難病等により寝たきりの状態にある者で、自力で寝返りが行えず、じょくそうを発症している者又はそのおそれがある者 ※特殊マットと重複して給付できないものとする	じょくそう予防のためのものであって、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの	5 年

特殊尿器	101,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者で、原則として学齢児以上の者。)又は難病等により自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので心身障害児、身体障害者、難病患者等及び介護者が容易に使用し得るもの	5 年
入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴介護を要する者	心身障害児、身体障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年
体位変換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上の者又は難病等により寝たきりの状態にある者	介助者が心身障害児、身体障害者及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
移動用リフト	424,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者、又は難病等により下肢若しくは体幹機能に障害がある者	介護者が重度身体障害児、重度身体障害者及び難病患者等を移動させるにあたって当たって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)	4 年
訓練いす (児のみ)	33,100 円	18 歳未満の者で下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5 年
訓練用ベッド	159,200 円	18 歳未満の者で下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者又は難病等により下肢若しくは体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

【自立生活支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
入浴補助用具	90,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の者又は難病等により入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は、介助者が容易に使用し得るもの	8 年
便器	25,410 円	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者、又は難病等により常時介護を要する者	身体障害者、心身障害児及び難病患者等が使用し得るもの (手すりをつけることができる)	8 年
T 字状・棒状のつえ	(木材を主体とし、ニス塗装したもの) 2,310 円 (軽金属を主体とし、塗装なしのもの) 3,150 円 ※価格は 1 本当たりのもので、両側に必要な場合は 2 本まで交付できる ※夜光材付とした場合は 1 本当たり 431 円 (全面夜光材付とした場合は 1,260 円) 加算できる ※外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 1 本当たり 273 円加算できる	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の手帳所持者又は難病等により下肢が不自由な者。ただし、在宅生活者に限らない	木材又は軽金属を主体とするもので、十分な強度を有するもの	3 年
歩行支援用具	60,000 円	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能障害 3 級以上の者又は難病等により下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すりスロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする	8 年

頭部保護帽	(スポンジ、革を主材料とするもの) 15,656 円 (スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの) 37,853 円	平衡機能、下肢、体幹機能障害又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ただし、在宅生活者に限らない	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3 年
特殊便器	100,000 円	上肢機能障害 2 級以上の者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児若しくは知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上の者、又は難病等により上肢機能に障害のある者	温水温風を出し得るもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	8 年
火災警報器	15,500 円 (1 世帯につき 2 個を限度とする) ※20,600 円 (交流式火災警報器の場合)	2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者、又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者、若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザー（聴覚障害者については、補助警報装置を含む）で知らせ得るもの	8 年

自動消火器	①40,000 円 ②地震感知安全装置 18,900 円	2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児若しくは知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者又は難病等によりそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	① 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの ② 地震等による揺れを感知し、ガスコンロの火を自動的に消火するもの（地震感知安全装置） ※ ①及び②は重複して給付することができる	8 年 ※②地震感知安全装置 5 年
電磁調理器	23,000 円	視覚障害 2 級以上で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児及び知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって 18 歳以上の者	視覚障害者、知的障害児及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円 ※サウンドマスター 36,100 円 ※聴覚障害者用目覚時計 8,500 円 (ベッドシェイカーの場合 15,300 円) ※聴覚障害者用屋内信号灯 17,800 円 ※個別に給付する場合の価格	聴覚障害 2 級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚及び触覚等により知覚できるもの	10 年

【在宅療養等支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
透析液加温器	51,500 円	腎臓機能障害の手帳所持者であって、自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
ネブライザー	36,000 円	呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度 (3 級以上) の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者、又は難病等により呼吸機能に障害のある者	障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
電気式たん吸引器	63,800 円	呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度 (3 級以上) の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者又は難病等により呼吸機能に障害のある者	障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
酸素ボンベ運搬車	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	身体障害者が容易に使用し得るもの	10 年
視覚障害者用体温計 (音声式)	9,000 円	視覚機能障害の程度が 2 級以上で原則として学齢児以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年
視覚障害者用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	32,800 円 157,500 円 ※呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの。	難病等、心臓機能障害 3 級以上、呼吸器機能障害 3 級以上のいずれかに該当する者で、人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を行う者 ※呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要な者の上限額は 157,500 円とする。	呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有し、難病等、心臓機能障害、呼吸器機能障害の者又は介護者が容易に使用し得るもの	6 年

【情報意思疎通支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
携帯用会話補助装置	98,800 円	音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者、肢体不自由 4 級以上であって、音声機能若しくは言語機能障害 4 級以上の者又は難病等により音声若しくは言語に障害のある者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年
点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障害 2 級以上の者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年
点字器	〔標準型〕 (32 マス 18 行、両面書真ちゅう板製) 10,712 円 (32 マス 18 行、両面書プラスチック製) 6,798 円 〔携帯用〕 (32 マス 4 行、片面書アルミニウム製) 7,416 円 (32 マス 12 行、片面書プラスチック製) 1,700 円	視覚障害の手帳所持者。ただし、在宅生活者に限らない	点筆付きとし、視覚障害者が容易に使用できるもの	〔標準型〕 7 年 〔携帯用〕 5 年
点字タイプライター	82,000 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労を見込まれる者	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	①（録音再生機） 89,800 円 ②（再生専用機） 48,000 円 ※視覚障害者用テーブルレコーダー 23,000 円 ※視覚障害者用ポータブルレコーダーに替えて、視覚障害者用テーブルレコーダーを給付する場合の価格	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	①(録音再生機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの又は、 ②(再生専用機) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用拡大読書器	250,000 円	視覚障害の手帳所持者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置に読みたいもの（印刷物等）を読み込ませることで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8 年
視覚障害者用音声読書器	198,000 円	視覚障害 2 級以上の者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な者 ※視覚障害者用活字文書読上げ装置と重複して給付できないものとする。	装置に読みたいもの（印刷物等）を読み込ませることで、文字を音声で読み上げるもの	8 年
視覚障害者用時計	(触読時計) 14,000 円 (音声時計) 16,500 円	視覚障害 2 級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年

聴覚障害者用通信装置	33,696 円	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者(18 歳以上の者)にあつては、聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であつて、聴覚障害者及び聴覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円 ※文字放送デコーダー 80,000 円 ※聴覚障害者用情報受信装置に替えて文字放送デコーダーを給付する場合の価格	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児及び聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年
情報・通信支援用具	100,000 円	上肢又は視覚障害 2 級以上の者。ただし、在宅生活者に限らない	情報機器（パーソナルコンピュータ又は携帯情報端末）を使用するに際して、障害特性に応じて使用する必要のあるソフトウェアや周辺機器	5 年

人工喉頭	[笛式] 5,150 円 (ただし、気管カニューレ付とした場合は 8,343 円)	音声機能障害又は言語機能障害の手帳所持者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者。ただし、在宅生活者に限らない	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4 年
	[電動式] (電池又は充電器を含む) 72,203 円	同上	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年
	(気管カニューレ) 3,308 円 (充電器) 1,680 円 (振動版) 9,270 円 (スナップリード線) 52 円 (プリント板) 15,038 円 (スイッチ) 1,133 円 (電気接点) 4,635 円 (振動スプリング) 1,700 円 (押ボタンスプリング) 1,700 円	同上		—
点字図書	一般図書価格との差額相当額 (年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 (原則として 2 級以上)	点字により作成された図書	—

【排泄管理支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
ストーマ装具（消化器系）	8,858 円（月額） ただし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	直腸機能障害の手帳所持者で、人工肛門のストーマを造設した者又は治癒困難な瘻（腸瘻等）から排便処理を行っている者 ただし、在宅生活者に限らない	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
ストーマ装具（尿路系）	11,639 円（月額） ただし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	膀胱機能障害の手帳所持者で、尿路変更のストーマを造設した者又は治癒困難な瘻（膀胱瘻、腎瘻等）から排尿処理を行っている者 ただし、在宅生活者に限らない	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
紙おむつ	12,000 円（月額） （紙おむつに代えて、サラン、ガーゼ、脱脂綿又は洗腸装具を給付する場合を含む）	ストーマ装具等給付事業実施要領に定める者。 ただし、在宅生活者に限らない	価格の範囲内で、用具の交換に当たって、衛生上必要と認められるものを付加することができる	— ただし、洗腸装具は6か月
収尿器	[男性用] （普通型）7,931 円 （簡易型）5,871 円	カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする者又は常時失禁状態にある者。 ただし、在宅生活者に限らない	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製	1 年
	[女性用] （普通型）8,755 円 （簡易型）6,077 円	同上	（普通型） 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの （簡易型）採尿袋 20 枚を 1 組とし、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	1 年
	（サポーター） 4,200 円 （ゴムバンド付収尿瓶） 4,095 円 （ゴム管及びつなぎ管付き収尿ゴム袋） 2,048 円	同上		—

【居宅生活動作補助用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用 年数
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	200,000 円 (原則 1 回限り)	下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の者又は難病等により 下肢若しくは体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

(注) 1 価格には、消費税相当額（1 円未満は切り捨て）を含む。（非課税物品を除く。）

2 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢機能、下肢機能又は体幹機能に係る障害に準じ取り扱うものとする。

3 脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能に係る障害に準じ取り扱うものとする。

4 入浴補助用具及び歩行支援用具については、当該給付決定日から 1 年を超えない範囲内に限り、別表 1 の価格の欄に定める金額の範囲内で、分割して給付することができる。

5 情報・通信支援用具については、当該給付決定日から別表 1 の耐用年数の欄に定める年数を超えない範囲内に限り、別表 1 の価格の欄に定める金額の範囲内で、分割して給付することができる。

別表 2（第 8 条関係）

所得階層区分表

区分		月額負担上限額
区分 1	受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者が用具の給付のあった月において被保護者又は要保護者である者	0 円
区分 2	受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税である者	0 円
区分 3	受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が 1 6 万円未満の者及び受給者が 1 8 歳未満の児童の保護者	1 8, 6 0 0 円
区分 4	受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者のうちいずれかの者について、地方税法の規定による市町村民税の所得割の額が 4 6 万円未満である者で、区分 3 以外の者	3 7, 2 0 0 円

備考 1 「被保護者」とは、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。

2 「要保護者」とは、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいい、区分 3 又は区分 4 に定める額を月額負担上限額としたならば保護を必要とする状態となる者とする。

3 「市町村民税非課税である者」とは、用具の給付のあった月の属する年度（用具の給付のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。

4 区分 3 及び区分 4 の所得割の額は、用具の給付のあった月の属する年度（用具の給付のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分とする。

5 区分 3 及び区分 4 に規定する所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 6 条の 3 の規定を準用する。

6 世帯の範囲は、受給者が障害者にあっては、その配偶者に限る。